

1. 時間外・休日の考え方

接種費用加算と個別接種促進のための支援事業の比較

	接種費用の加算 (時間外+730円, 休日+2,130円)	個別接種促進のための支援事業 (週100回(150回)以上, 50回/日以上)
時間外の定義	休日以外の日で, 当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間	当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間
休日の定義	<ul style="list-style-type: none">・休診日(終日、診療時間が割り当てられていない日)・日曜日及び祝日・12/29, 30, 31, 1/2, 3	<ul style="list-style-type: none">・日曜日及び祝日・<u>土曜日(診療日に関わらない)</u>・12/29, 30, 31, 1/2, 3
夜間の定義	—	<u>18時以降(診療時間に関わらない)</u>
申請書提出先	国保連	広島県ワクチン政策担当

2. 時間外・休日・夜間の考え方の例

① 平日の診療時間が9時～12時30分, 15時30分～18時30分の場合

診療時間	診療時間外 9時	通常診療時間 12:30	診療時間外 15:30	通常診療時間 18:30	診療時間外
接種費用加算	時間外 (加算730円)		時間外 (加算730円)		時間外 (加算730円)
個別接種促進事業	時間外		時間外		※1 18時以降夜間

※1 18時～18時30分の間接種について、730円の接種費用加算対象にはならないが、個別接種促進事業においては、「時間外等に接種体制を整えた」ことに該当する。

② 土曜日の診療時間が9時～12時30分の場合

診療時間	診療時間外 9時	通常診療時間 12:30	診療時間外	18時	診療時間外
接種費用加算	時間外 (加算730円)	※2	時間外(加算730円)		時間外 加算(730円)
個別接種促進事業	休日	休日	休日		休日

※2 9時～12時30分の間接種について、730円の接種費用加算対象にはならないが、個別接種促進事業においては、「時間外等に接種体制を整えた」ことに該当する。

3. 診療所における個別接種促進支援事業の例

※本様式において「時間外等」は、時間外その他に、夜間・休日を指す。

		(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	週の接種回数	週の回数区分	週のうち、時間外等の接種体制の実施
		10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8			
時間外等の接種体制の有無								○			
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外			40	40			40	120回	100回以上	実施
接種回数 (予診のみを含めない)	職域										
		10/9	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15			
時間外等の接種体制の有無											
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外			40	40		40		120回	100回以上	—
接種回数 (予診のみを含めない)	職域										
		10/16	10/17	10/18	10/19	10/20	10/21	10/22			
時間外等の接種体制の有無							○				
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外						50		50回	100回未満	実施
接種回数 (予診のみを含めない)	職域										
		10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28	10/29			
時間外等の接種体制の有無								○			
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外			40	40			40	120回	100回以上	実施
接種回数 (予診のみを含めない)	職域										
		10/30	10/31	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5			
時間外等の接種体制の有無						○					
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外		40	40		40			120回	100回以上	実施
接種回数 (予診のみを含めない)	職域										
		11/6	11/7	11/8	11/9	11/10	11/11	11/12			
時間外等の接種体制の有無								○			
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外		40	40				30	110回	100回以上	実施
接種回数 (予診のみを含めない)	職域										

① 1週間のうち、少なくとも1日、時間外等に接種体制を用意していれば、当該週において時間外等に接種体制を用意していない日の接種回数も加算対象となる。

② 1週間のうち、時間外等に接種体制を用意した日が0日ならば、その週の全ての接種回数が加算対象外。

③ 50回以上接種したその日において、時間外等に接種体制を用意していれば、当該の日のみ10万円の支援の加算対象となる。

④ AかつB、またはCなら支援の対象となる。
 A: 1週間のうち、少なくとも1日、時間外等に接種体制を用意した週が4週以上ある。
 B: Aの各週における接種回数が100回(150回)以上である
 C: ③の要件を満たしていること

4. 病院における個別接種促進事業の例

※本様式において「時間外等」は、時間外の他に、夜間・休日を指す。

		(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	時間外等に接種体制を取った上で、50回以上接種を行った日	1日当たり50回以上接種した日の特別体制時間
		10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8		
時間外等の接種体制の有無								○		
接種回数 (子供のみを含めない)	職域以外				50			50		
接種回数 (子供のみを含めない)	職域								1日	
(特別体制)医師の延べ時間					3.00			3.00		6時間
(※)看護師等の延べ時間					6.00			6.00		12時間
		10/9	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15		
時間外等の接種体制の有無										
接種回数 (子供のみを含めない)	職域以外			50				50		
接種回数 (子供のみを含めない)	職域								0日	実施
(特別体制)医師の延べ時間				3.00				3.00		6時間
(※)看護師等の延べ時間				6.00				6.00		12時間
		10/16	10/17	10/18	10/19	10/20	10/21	10/22		
時間外等の接種体制の有無								○		
接種回数 (子供のみを含めない)	職域以外		50					50		
接種回数 (子供のみを含めない)	職域								1日	実施
(特別体制)医師の延べ時間			3.00					3.00		6時間
(※)看護師等の延べ時間			6.00					6.00		12時間
		10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28	10/29		
時間外等の接種体制の有無						○		○		
接種回数 (子供のみを含めない)	職域以外					50		50		
接種回数 (子供のみを含めない)	職域								2日	実施
(特別体制)医師の延べ時間						3.00		3.00		6時間
(※)看護師等の延べ時間						6.00		6.00		12時間

①50回以上接種したその日において、時間外等に接種体制を用意していれば、当該の日のみ10万円の支援の加算対象となる。

②50回以上接種したその日において、時間外等に接種体制を用意していなければ、当該の日は10万円の支援の加算対象外。

③ 50回以上接種したその日において、時間外等に接種体制を用意しているかに関わらず、医師等の特別な体制を確保した場合、特別な体制を確保した時間については、加算対象となる。

④支援の対象となるのは、AまたはBの場合。
 A: ①を満たす場合、10万円の支援対象 (R4.11月末まで)
 B: ③×4週を満たす場合、医師・看護師等に係る特別な体制確保の支援対象。(R5.3月末まで)